

第5次男女共同参画プランについて（議論のためのたたき台）

第4次男女共同参画プランの主な取組成果

➤真のWLB

ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業（「京都モデル」WLB推進宣言企業）数の増加	計画策定時（H23）：68社 → 1,867社（R2.3時点）
「真のWLB」の実現度の増加*	H27：46.2% → R1：52.2%

➤DV対策

DVセンターにおける 延べ相談件数の増加	H24：4,250件 → R1：5,962件 ⇒DVへの理解や相談窓口の周知が一定図られている。
----------------------	-----------------------------------------------------

➤女性活躍推進

女性の労働力率の向上（25歳から39歳）＜M字カーブの解消＞	H24：71.4% → H29：75.2%（京都市） （就業構造基本調査）
性別役割分担意識の解消*	H21：47.0% → R1：54.1%

※ 京都市実施の市民アンケート結果

SDGsの達成に向けた世界的な潮流

- 1 「誰一人取り残さない」多様性と包括性を有する持続可能な社会
- 2 ジェンダー平等の実現とジェンダー視点の主流化（目標5に対応）



男女共同参画を取り巻く社会情勢

1 少子高齢化の進行、人口減少

- (1) 合計特殊出生率の低下傾向
→1.25（H30 京都市）
- (2) 65歳以上の総人口に占める割合の増加傾向
→令和22年には、36.8%
- (4) 固定的性別役割分担意識の解消傾向
→過半数が反対（R1 京都市）

2 就業をめぐる状況

- (1) 非正規労働者の割合
→女性では25歳から年齢層が上がるごとに非正規雇用の割合が高くなっている。
- (2) 共働き世帯の増加
→平成30年には3分の2を占めている。
- (3) 女性（25歳～39歳）の労働力率（M字カーブ）の解消傾向
→H24：71.4% ⇒ H29：75.2%
→法改正（一括法、女性活躍、均等法）

3 家庭生活をめぐる状況

- (1) 男性の育休取得率
→民間企業 6.16%（H30）
- (2) 夫の育児・家事関連時間
→夫：1時間23分 妻：7時間34分
男性は女性と比べて、約5倍の開きがある。
- (3) 介護離職者数
→全国で約10万人（うち、女性約7～8割）

4 地域をめぐる状況

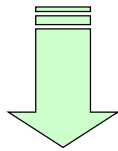
- (1) 自治会加入率
→近年は約7割で推移（H30 京都市）
- (2) 自治会・町内会の代表者の女性割合
→男性：65.2%，女性：33.3%（H30 京都市）
- (3) 自治会や町内会の活動状況
→お茶入れや食事の準備等が女性に偏っている状況（R1 京都市）

5 DVやあらゆる暴力をめぐる状況

- (1) 本市DVセンターへのDVの相談件数の増加傾向
→令和元年度で、5,962件と開所以来最多
- (2) 昨今の児童虐待事案を踏まえた配偶者暴力防止法の改正
- (3) デートDV等、若年層に対する被害
- (4) 性犯罪の厳罰化（刑法改正）

6 新型コロナウイルス感染症の発生

- (1) DVや虐待等の増加，女性の家事ケアの増加
- (2) テレワーク，時差出勤など，働き方改革の急速な変化
- (3) 危機的状況への緊急対応と復興における男女共同参画の視点



見えてくる主な課題

- > 職場における女性活躍が進み、また、法制度が整備され、性別役割分担意識が解消しつつある一方で、依然として家事・育児の女性への偏りの存在
- > 地域活動における性別役割分担意識の解消、リーダーとしての女性参画の拡大が十分に進んでいない
- > 女性の視点に立った防災・復興の推進が必要など

➡ あらゆる分野での女性の更なる活躍推進、多様な働き方・生き方を選択できる持続可能な社会の構築

- > 配偶者・パートナー等からの暴力相談の増加
- > 家庭内で重なり合う暴力の根絶のための「DVと児童虐待の双方の視点を持った支援の必要性」
- > 貧困、高齢、障害等により困難を抱える女性等の増加

DV相談支援センター、児童相談所、母子生活支援施設、民間シェルター等との連携による

➡ 切れ目のない一体的な支援体制（インクルーシブ・ケアシステム）の構築、
困難を抱える女性等が安心して暮らせる環境整備

- > 男女共同参画の理念は少しずつ市民に浸透しているものの若年層をはじめ更なる普及啓発が必要

➡ 男女共同参画の理念の幅広い層への浸透

目指すべき男女共同参画社会像（別紙）

第5次プランの策定方針（案）

1 計画期間

令和3年度～令和7年度

市政の基本方針である「京都市基本構想」（～令和7年度）及び「京都市基本計画（京プラン）」（令和3年度～7年度）がいずれも令和7年度までであること、また男女共同参画を進めるうえで重要な女性活躍推進法が令和7年度までの時限立法であることから、第5次プランについての計画期間を5箇年（令和3年度～7年度）とする。

2 次期計画の策定に向けた考え方

(1) 全体像及び体系等の考え方

- ・ 第4次プランは、当面（5年程度）の男女共同参画を推進するうえで必要な施策が概ね掲げられており、当該施策に基づき取組を着実に推進することが重要である。そのため、第4次プランの内容を継承するとともに、社会経済情勢の変化や市民の意識等を踏まえた見直しを行うことで、内容を進化させる。
- ・ 第5次プランでは、現在、別の分野別計画として策定されている「真のWLB推進計画」を統合し、一体的な計画とすることも含め、「女性活躍推進」、「真のWLB」、「働き方改革」、「あらゆる暴力の根絶」等の基本施策が、関連性がわかりやすく、一覧に見やすくなるように、体系の見直しを検討する。

(2) 普及の考え方

ア 計画の理念をわかりやすく市民に発信 ⇒ 分かりやすい体系、分かりやすく訴求力のある表現・メッセージ
イ 次の時代を担う若者世代をはじめとして自分ごととして捉えられるような普及啓発を促進

(3) 他機関との連携の考え方

男女共同参画社会の実現に向けた行政、市民、地域、事業者、男女共同参画センターの連携強化

(4) 重点分野（案）

社会情勢や市民意識等の変化を踏まえ、以下の2つを重点分野とすることが考えられる。

ア 真のワーク・ライフ・バランスの推進

真のワーク・ライフ・バランスの推進は、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらす、「人生100年時代」を踏まえ、より長い現役世代を前提として、ライフステージに応じた、多様な働き方・生き方・学び方が選択できる活力ある社会を構築していくことにつながる。男女共同参画社会の実現に向けて、なくてはならない重要なものであり、重点分野として取り組む。

イ 配偶者等への暴力（ドメスティック・バイオレンス 以下DV）の対策

DVは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服しなければならない重要な課題である。相談件数が増加し、また、昨今社会問題となっている児童虐待事案により、家庭内で様々な暴力が重なり合って発生する可能性が高いことも認識されてきた。このような状況のなか、DV対策をより一層総合的、計画的に進めていく必要がある。特に、DV相談支援センター、児童相談所、母子生活支援施設、民間シェルター等との連携を強化し、切れ目のない一体的な支援体制の構築等を行う。

(5) 目標の柱立て（案）

目標1 あらゆる分野における女性活躍と「真のワーク・ライフ・バランス」の実現

- 1 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進
- 2 男女共同参画の視点での「市民力、地域力」の向上
- 3 女性活躍の推進
- 4 男性の働き方の見直しと、主体的な家事・育児への参画促進
- 5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

目標2 だれもが安全・安心して暮らせる社会の実現

- 1 DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶
- 2 さまざまな困難を抱える方への支援

目標3 男女の人権を尊重しあうとともに、健康で多様な生き方ができるまちづくり

- 1 男女の人権尊重に向けた広報・啓発
- 2 性に関する理解・尊重と、心と体の健康づくり

(6) 新規又は充実項目（案）

ア 男性の家庭参画（家事・育児等への主体的な参画、育児休業取得）促進

社会における女性の活躍、育休などの制度整備等が一定進み、また固定的性別役割分担意識の解消傾向にある一方で、男性の家庭参画については十分に進んでおらず、依然として女性に家庭責任が偏っている。それを解消するため、男性自身の理解を促進するほか、実践につながるよう家事や育児への参加を目的とした休暇の促進などの取組を充実させる。

イ 男女共同参画の視点での「市民力、地域力」の向上

地域活動においては、女性参画が十分に進んでいない。男女共同参画という観点から、女性の視点をいかにするためにも、防災分野や地域コミュニティなどの地域活動での女性の参画を推進する。

ウ DV対策（切れ目のない一体的な支援体制（インクルーシブ・ケアシステム）の構築、児童虐待関係機関との連携強化）

被害者の保護はもちろんのこと、被害者の自立生活の促進に向けた支援が重要となっており、DVセンターや母子生活支援施設等との切れ目のない支援体制を充実させる。また、児童虐待等と関連した事案が発生するなど、大きな社会問題となったことを受けて改正されたDV防止法等も踏まえ、児童虐待関係機関との連携強化に取り組む。

目指すべき男女共同参画社会（案）

別紙

女性活躍・真のWLBの実現

あらゆる分野で性別にとらわれず，自らの意思に基づき，個性と能力が発揮できる社会。
多様性を尊重し，仕事・家庭・地域において充実感を得て，暮らせる持続可能な社会。

安全・安心な暮らしの実現

女性に対する暴力などの人権侵害の根絶を目指す社会。
困難な状況に置かれている方へのきめ細かな支援等により，安全・安心して暮らせる社会。

意識の醸成と健康づくり

固定的性別役割分担意識を解消し，個人として等しく尊重される社会。
性に関する相互理解の促進とともに，こころとからだを健康にして，暮らせる社会。